

お忘れなく 軽自動車の名義変更・廃車手続き

軽自動車税は、毎年4月1日に原動機付自転車、軽三・四輪、小型特殊自動車（トラクターやフォークリフトなど）および軽二輪などを所有している人に課税されます。「家族で所有者が変わった」、「他人に譲った」、「古くなって乗っていない」、「所有者が亡くなった」などの場合は4月1日までに名義変更・廃車の手続きをお願いします。

また、口座振替の名義人の変更がある場合は、振替を希望する金融機関に口座振替依頼書を提出してください。

車種別の受付場所		取扱い車種	受付場所
滋賀ナンバー	軽三輪・軽四輪	軽自動車検査協会 滋賀事務所 守山市木浜町2298-3 ☎050-3816-1843	
		軽二輪(125cc超250cc以下)および二輪の小型自動車(250cc超)	近畿運輸局 滋賀運輸支局 守山市木浜町2298-5 ☎050-5540-2064
旧町ナンバー	甲賀市ナンバー	原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)および小型特殊自動車(トラクターやフォークリフトなど)	水口庁舎市民課 ☎62-4272 土山地域市民センター ☎66-1101 甲賀大原地域市民センター ☎88-4101 甲南第一地域市民センター ☎86-4161 信楽地域市民センター ☎82-1121

平成27年度 軽自動車税の減免申請の受付について

次に該当する軽自動車等の軽自動車税は、4月1日(水)～5月25日(月)までに税務課および旧支所の地域市民センターに申請することで減免されます。

- 身体障がい者の方などが使用する軽自動車等で条件を満たすもの
- 公的機関や地縁団体等がその公益事業のために使うもの

※申請期間を過ぎると受付できません。
※減免の可否判断は、軽自動車等の所有条件や障がい区分、等級などによって異なります。
詳しくは税務課までお問い合わせください。

税務課 市民税係
☎65-0679 / ☎63-4574

寄附禁止のルールを守り 明るい選挙の実現を

三ない運動を徹底しましょう

贈らない 求めない 受け取らない

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることは公職選挙法で禁止されています。また、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも禁止されています。寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

- 例えば…こんな寄附行為も違反です
- 葬儀の花輪・供花
 - 結婚祝い・葬儀の香典(秘書等の代理出席も含む)
 - 町内会の集会・運動会・旅行など催事への寸志・飲食物の差入
 - 落成式・開店祝などの花輪
 - お祭りへの寄附・差入
 - 病気などの見舞
 - 中元・歳暮・年賀
 - 入学祝・卒業祝

問い合わせ
甲賀市選挙管理委員会
☎65-0667 / ☎63-4561

「健康寿命の延ばし方」在宅医療講演会を開催

健康で自立した生活を送るためには、運動や栄養管理など、病気の予防が大切です。

この講演会は、健康寿命を延ばすための健康づくりに必要なお話です。高齢者だけでなく、どなたにも参考となる内容ですので、ぜひお越しください。

日時 / 3月15日(日)
13時30分～15時30分
場所 / あいの土山文化ホール
講師 / 東京都健康長寿医療センター研究所 高齢者健康増進事業支援室 室長 大淵 修一 先生

※事前の申し込みは不要ですので、直接会場にお越しください。



健康寿命とは
「健康上の問題で日常生活が制限されることがない期間」のことで、男性 70.42年・女性 73.62年(平成22年・厚労省)との統計があります。長寿社会が進展する一方、介護を受けることなく健康で自立した生活を送るために、健康寿命を延ばすことが重要であると言われています。

長寿福祉課 高齢者支援係
☎65-0696 / ☎63-4085

国民健康保険の新しい保険証を発送します

国民健康保険の被保険者証(保険証)が、4月1日から新しくなります。

3月末までに簡易書留で郵送
新しい保険証は、3月末までに各被保険者に届くよう簡易書留で郵送します。配達の際にご不在の場合は、留め置き期間内(通常10日間)に郵便局へ受け取りに行くか、郵便局へ再配達希望日を連絡してください。

留め置き期間後は市役所で保管
郵便局の留め置き期間内に保険証を受け取ることができなかった方は、保険年金課へご連絡のうえ、保険年金課または旧支所の地域市民センターでお受け取りください。来庁できない場合は、希望により再度郵送します。

【窓口で受け取る時に必要なもの】

- ・本人確認書類
- ・有効期限切れの被保険者証
- ・印鑑
- ・委任状(同一世帯以外の方が受け取られる場合)

保険証を受け取ったら
加入者全員の保険証があるか、名前や生年月日に誤りがないか確認してください。
保険証は他人に貸したり、借りたりすることはできません。

※次のようなときは、すぐ届出を

- ・保険証を紛失したとき
- ・保険証が汚れて使えなくなったとき
- ・職場の健康保険に加入したとき
- ・家族の健康保険の扶養になったとき

保険年金課 国保年金係
☎65-0688 / ☎63-4618

混雑緩和と地域発展に向けて 国道1号4車線化事業を実施中

現在、国道1号(水口町東名坂地区(泉地区))では、平成27年度内の4車線化開通に向け、滋賀国道事務所による工事を実施しています。

沿線地域では、工業立地や住宅開発が進み、自動車交通の増加と集中による慢性的な交通混雑が発生しています。このため中央分離帯を設置し、4車線化することで、安全かつ円滑な交通の確保と地域の更なる発展を目指します。

工事期間中、皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

平成27年度 4車線開通予定区間 延長4.0km

4車線化の断面図
▲泉地区の中央分離帯

▲西名坂交差点付近上空から大津方面を望む

問い合わせ
建設事業課 事業調整係
☎65-0723 / ☎63-4601